

平成30年度

鳥取県サービス管理責任者等研修募集要項

※ 申込書（様式1・2）、申込書記入例、別紙1・2同封

研修の目的： 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく福祉サービス等の質を確保するため、個々のサービス利用者の障がい特性や生活実態に関する専門的知識並びに個別支援計画作成及びサービス内容の評価等の技術を持ち、更には、他のサービス等提供職員に対する指導的役割を果たすことのできるサービス管理責任者又は、児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的としています。

10月

31日

【全体（共通）講義】 ※ 本講義は全受講者が対象です（150名程度）

| | 開催日 | 時間 | 会場 |
|-----|-----------|-------------|------------------|
| 1日目 | 10月31日（水） | 10:00～17:00 | 倉吉未来中心 （小ホール） |

11月

6日 7日

【サービス管理責任者研修分野別】 ※ 各分野定員30名

地域生活（身体）分野

該当する障害福祉サービス等：自立訓練（機能訓練）

| | | | |
|-----|----------|------------|-----------|
| 2日目 | 11月6日（火） | 9:30～17:30 | ハワイアロハホール |
| 3日目 | 11月7日（水） | 9:30～16:40 | （研修室1・2） |

就労分野

該当する障害福祉サービス等：就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）

| | | | |
|-----|-----------|-------------|----------------------|
| 2日目 | 11月13日（火） | 13:00～16:00 | |
| 3日目 | 11月14日（水） | 9:30～17:30 | 倉吉未来中心 （セミナールーム3） |
| 4日目 | 11月15日（木） | 9:30～16:40 | |

介護分野

該当する障害福祉サービス等：療養介護、生活介護

| | | | |
|-----|-----------|------------|----------------------|
| 2日目 | 11月21日（水） | 9:30～17:30 | 倉吉未来中心 （セミナールーム3） |
| 3日目 | 11月22日（木） | 9:30～16:40 | |

【児童発達支援管理責任者研修】 ※ 定員30名

該当する障害福祉サービス等：障がい児入所支援、障がい児通所支援

| | | | |
|-----|-----------|------------|----------------------|
| 2日目 | 11月27日（火） | 9:30～17:30 | 倉吉未来中心 （セミナールーム3） |
| 3日目 | 11月28日（水） | 9:30～17:40 | |

地域生活（知的・精神）分野

該当する障害福祉サービス等：自立訓練（生活訓練）、共同生活援助（身体障がい者も対象に含まれます）

| | | | |
|-----|-----------|------------|----------------------|
| 2日目 | 11月29日（木） | 9:30～17:30 | 倉吉未来中心 （セミナールーム1） |
| 3日目 | 11月30日（金） | 9:30～16:40 | |

21日 22日



27日 28日

29日 30日

実施主体 鳥取県

【実施機関】社会福祉法人鳥取県厚生事業団

1 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の要件

| | |
|--|---|
|  <p>【実務経験】 障がい児者等の保健・医療・福祉・就労・教育分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験（3～10年）</p> |  <p>【研修修了】 (1) 相談支援従事者初任者研修修了（2日間・11.5h） (2) サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修修（本研修）</p> <p>※ 受講についての順番、年度は問いません</p> |
|--|---|

【サービス管理責任者研修及び相談支援専門員初任者研修の修了については、下記の経過措置が設けられています】

- 新規に事業を開始する場合：平成31年3月31日までの間は、実務経験の要件を満たすものについては、研修を修了しているものとみなす。（経過措置は平成31年3月31日をもって終了。）
- やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠けた場合：やむを得ない事由が発生した日から起算して、1年間は実務経験の要件を満たすものについては、研修を修了しているものとみなす。
- 多機能型の運営において複数種類の事業のサービス管理責任者を兼務する場合：事業開始後3年間は、「サービス管理責任者研修」のうち、少なくとも一つの種類の事業に係る分野の研修を事業開始後1年間（新規開設事業所にあつては平成31年3月31日まで）に修了している場合には、該当事業に係る全ての分野を修了しているものとみなす。

※ 平成31年4月1日以降は、新規事業所または既存事業所にかかわらず、原則として研修修了済みであるサービス管理責任者の配置が必須となります。

※ サービス管理責任者の配置を要する事業所の新規開設を検討している場合又はサービス管理責任者の変更を検討している場合は、研修実施状況等を確認の上、研修修了済みであるサービス管理責任者の配置ができるよう事前準備してください。

- 実務経験や事業申請等に関するご質問・ご相談は、最寄りの福祉保健局等へお問い合わせください。
☎ 0857-20-3847 鳥取市福祉部地域福祉課 指導監査室
☎ 0858-23-3120 中部総合事務所福祉保健局 地域福祉支援課
☎ 0859-31-9314 西部総合事務所福祉保健局 地域企画課
- **別紙1** に実務経験の一覧をまとめています。詳細については鳥取県ホームページに掲載されていますのでそちらをご覧ください（鳥取県：<https://www.pref.tottori.lg.jp/92698.htm>）。
- なお、過去に本県で「相談支援従事者初任者研修」を受講されている方で、修了履歴について確認したい方は、鳥取県障がい福祉課障がい福祉サービス担当（☎ 0857-26-7193）までお問い合わせください。

2 受講対象者

- ① サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者として従事しようとする者で、必要な全日程を受講できる者。
- ② 障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービスを実施する指定障がい福祉サービス事業所において、サービス管理責任者として従事しようとする者。
- ③ 児童福祉法に基づき、指定障がい児通所支援事業者、もしくは指定障がい児入所施設において、児童発達支援管理責任者として従事する者。

3 複数分野の受講、「児童福祉法」の一部改正に伴う追加履修（推奨）

- 受講は原則、1名につき1分野とします。ただし事業の展開上（多機能事業所配置予定の方に限ります）1名が複数分野の受講を希望する場合は、1日目の共通講義を受講すれば、2日目以降の分野別演習を複数受講希望できるものとします。
- 「児童福祉法」の一部改正などに伴い、平成23年度以前にサービス管理責任者研修の児童分野を修了し修了証書の交付を受けた者が児童発達支援管理責任者の業務に従事する場合について、改正後の児童福祉法の法律・制度の知識を習得することが求められています。本県では、1日目の共通講義「障害者総合支援法とサービス管理責任者の役割及び児童福祉法と児童発達支援管理責任者の役割（2時間）」の受講を推奨しています（次ページカリキュラム（★）印部分受講）。2時間（1日目共通講義）のみのお申込みは、**様式2**でお申込みください。

※ ただし、平成24～29年度に児童発達支援管理責任者研修（2時間）を受けられた方は、受講の必要はありません。

4 研修カリキュラムと会場

■ 地域生活（身体）分野・介護分野・児童発達支援管理責任者研修・地域生活（知的・精神）分野

| | 時間（時間数） | カリキュラム及び内容 |
|----------------|-----------------|---|
| 1日目 (10/31) | 10:00～12:00（2h） | 【共通講義】 障害者総合支援法とサービス管理責任者の役割及び児童福祉法と児童発達支援管理責任者の役割（★） |
| | 13:00～15:00（2h） | 【共通講義】 サービス（支援）提供のプロセスと管理 |
| | 15:10～17:10（2h） | 【共通講義】 サービス（支援）提供者と関係機関の連携 |
| 2日目 | 9:30～12:30（3h） | 【分野別講義】 分野別のアセスメントとサービス（支援）提供の基本姿勢 |
| | 13:30～17:30（4h） | 【分野別演習】 サービス（支援）提供プロセスの管理の実際／事例研究① |
| 3日目 | 9:30～12:30（3h） | 【分野別演習】 サービス（支援）提供プロセスの管理の実際／事例研究② |
| | 13:30～16:30（3h） | 【分野別演習】 サービス内容のチェックとマネジメントの実際 |
| | 13:30～17:30（4h） | 【分野別演習】 支援内容のチェックとマネジメントの実際 ※児童 |
| | 16:30～16:40 | 諸連絡 |
| | 17:30～17:40 | 諸連絡 ※児童 |

※ カリキュラムの詳細（内容・時間等）については変更することがあります。
 ※ 3日目は、児童分野と他分野で終了時間が異なります。

■ 就労分野

| | 時間（時間数） | カリキュラム及び内容 |
|----------------|-----------------|---|
| 1日目 (10/31) | 10:00～12:00（2h） | 【共通講義】 障害者総合支援法とサービス管理責任者の役割及び児童福祉法と児童発達支援管理責任者の役割（★） |
| | 13:00～15:00（2h） | 【共通講義】 サービス提供のプロセスと管理 |
| | 15:10～17:10（2h） | 【共通講義】 サービス（支援）提供者と関係機関の連携 |
| 2日目 | 13:00～16:00（3h） | 【分野別講義】 分野別のアセスメントとサービス提供の基本姿勢 |
| 3日目 | 9:30～17:30（7h） | 【分野別演習】 サービス提供プロセスの管理の実際／事例研究① |
| | 9:30～12:30（3h） | 【分野別演習】 サービス提供プロセスの管理の実際／事例研究② |
| 4日目 | 13:30～16:30（3h） | 【分野別演習】 サービス内容のチェックとマネジメントの実際 |
| | 16:30～16:40 | 諸連絡 |

■ 会場

地域生活（身体）分野のみ「ハワイアロハホール」で開催します。

介護分野、就労分野、児童発達支援管理責任者研修、地域生活（知的・精神）分野は、「倉吉未来中心」で開催します。

ハワイアロハホール
住所：〒682-0722 東伯郡湯梨浜町はわい長瀬584

鳥取県立倉吉未来中心
住所：〒682-0816 倉吉市駄経寺町212-5

※ 記入漏れや不備があった場合、受理できない場合があります。

5 申込み方法と締め切り

- ① 「受講申込書」(**様式 1** または **様式 2**) に必要事項を記入
 - ② 「応募必要書類確認書」(**別紙 2**) で必要書類に不備がないか確認
 - ③ 申込書類一式を、**平成30年9月25日(火) 17:00 必着** にて、下記まで郵送してください
- ※ 9月25日を過ぎた場合は受け付けません。予めご承知おきください。

【郵送先】 〒689-0201 鳥取市伏野2259-43
社会福祉法人鳥取県厚生事業団 サービス管理責任者等研修担当者 宛

6 受講費用(資料代)

- 1分野、1人当たり3,000円。
※ 児童2時間のみ(様式2でお申し込みの方)の場合は、500円
※ 2分野以上受講の場合は、合計金額から1,000円差し引いた金額を徴収します。
※ 10月31日の「全体(共通)講義」受付時に受講料を徴収しますので、お釣りのないよう、ご準備下さい。

7 受講の決定

以下①～④を勘案し、受講者を決定します(先着順ではありません)。

- ① 既に鳥取県内の事業所にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として暫定配置されている者で、本研修未受講の者。
- ② 所属長の推薦順位、受講者のサービス管理責任者等としての業務従事予定、事業所の開始予定日、所属におけるサービス管理責任者等としての任用要件を満たす者の有無、相談支援従事者初任者研修の講義部分の受講の有無、実務経験等を参考に選考します。
- ③ 個人での申込みも受付けますが、事業所申込の方を優先します。
- ④ 鳥取県内の事業所に配置予定の受講申込者を優先し、定員に余裕があれば他都道府県の受講申込者を選考します。

受講決定の可否については、同封頂いた返信用封筒で郵送にてお知らせいたします。受講が決定された方については、事前に「参加票(受講決定通知)」を送ります。1日目(10月31日)受付時に必要となりますので、必ず「参加票」をご持参ください。
※ なお、10月10日(水)までに届かない場合は、お問い合わせください。

8 修了証書の交付

すべての研修課程を修了した方には修了証書を授与します(鳥取県が修了者名簿を作成し管理します)。

9 個人情報の取扱い

受講申し込みに係る個人情報については、本研修の実施に必要な連絡、名簿等の作成のみに使用します(作成した名簿は鳥取県が管理します)。

10 その他

- 【1】実務経験や、相談支援従事者初任者研修の修了履歴等に関するご質問・ご相談は、担当局(課)へお願い致します。
- 【2】受講決定後の受講者の変更、受講分野の変更はできません。
- 【3】また、選考結果に関する問合せは一切受け付けいたしません。
- 【4】原則として、30分以上の遅刻、早退は欠席とみなします。
- 【5】10月31日(水)9:00～受付の際は、「参加票(受講決定通知)」をご持参ください。
- 【6】受講中の私語・携帯電話・タブレットの使用等をご遠慮ください(録音・録画は禁止です)。
- 【7】研修中、【4】、【6】、及び他受講者の迷惑になる行為が見られた場合、本研修を辞退していただく場合があります。その際、修了証の発行、受講料の返金はできません。
- 【8】会場の空調は微調整が難しいため、体温調節の出来る服装でお越し下さい。
- 【9】今年度の障がい者福祉従業者等研修事業の年間予定を当法人HPに掲載しております。ぜひご覧ください。
(鳥取県厚生事業団HP <http://www.tottori-kousei.jp/>)

【申し込み、及び研修に関するお問い合わせ】

社会福祉法人鳥取県厚生事業団事務局企画指導課

(担当: 山根、信原、上田)

Tel 0857-59-6033 Fax 0857-59-6055 Mail honbu_kikaku3@tottori-kousei.jp